

## 現在医療機関に入院している皆様

現在お使いの  
「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」（「**減額認定証**」）は  
平成20年7月31日で有効期限が切れるため  
8月からは使用できなくなります。

※ 毎年8月に、所得の区分が変更になるため  
「**減額認定証**」も毎年8月に更新します。

8月以降も継続して入院の必要のある人は、  
市役所（区役所）・町役場の後期高齢者医療担当窓口で  
8月以降に使用する「**減額認定証**」の  
交付申請をしてください。

※ 市・町民税が課税されている世帯の人は  
「**減額認定証**」は必要ありません。